「2008世界難民の日全国リレー」

大阪集会 2008年7月6日

難民とは何

か?

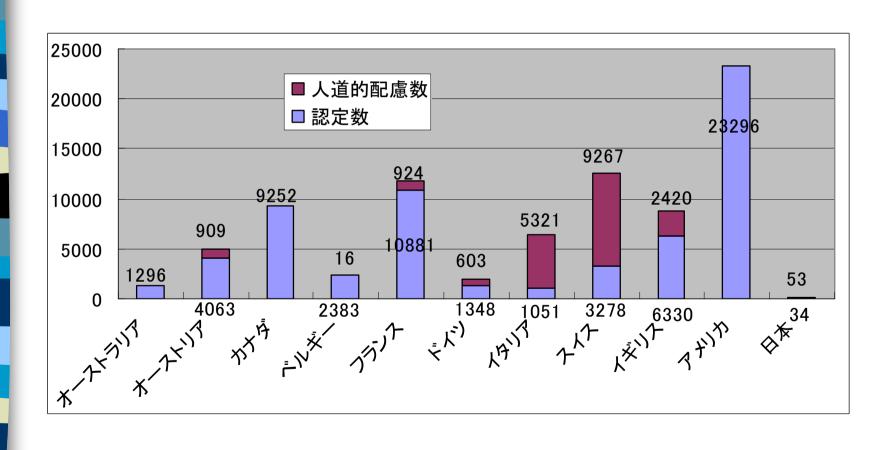
大種・宗教・国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であること、または政治的意見を理由に迫害を受けるか、その恐れがあるため国外におり、国籍国の保護を受けられない者、またはそれを望まない者 (難民条約第1条)

1951年7月28日に採択

■「難民及び無国籍者に関する国際連合全権会議」に おいて、『難民条約』が採択された。

1981年に日本は加盟

主要国の難民認定数など (2006年UNHCR資料より作成)



日本の難民受け入れは最下位

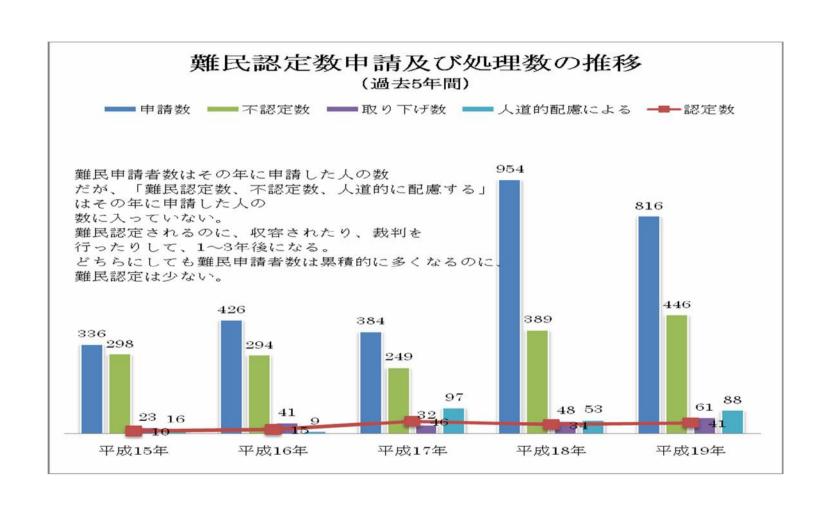
- 対GDP比(経済力) 136位
- 対人口比 125位
- 対国土面積比 90位
- (2001年UNHCR資料より)

主要150カ国と比較

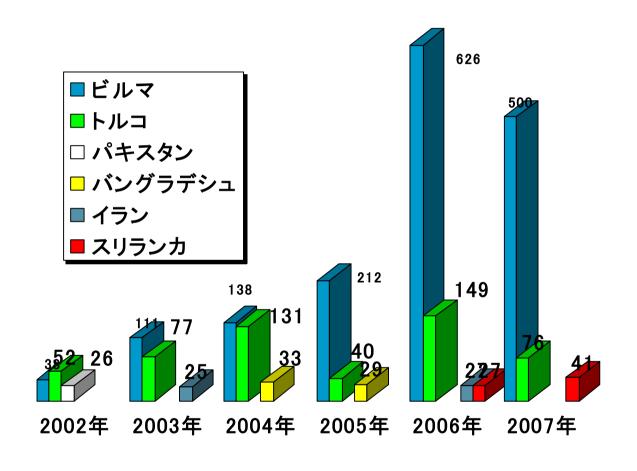
日本の難民受け入れの歴史

- 1976年:インドシナ難民11,000人の受け入れ開始
- (2006年で終結)
- 1981年:難民条約の加入
- 1990年後半から:難民申請者が増え始める
- 1998年:国連人権小委員会から 日本の人権につい て勧告
- 2007年:拷問等禁止条約で難民の収容と送還について勧告
- (1年後に日本の報告書の再提出要請)
- 2008年:改正入管・難民認定法の見直しの年

近年の難民認定数など



近年の難民申請者の出身国



日本に庇護を求めた難民たち

- 難民認定制度が設けられた1982年から2005 年までの難民申請者数の総計は3928人、
- 難民として認められた人数の総計は376人
- (異議申出により許可された32人を含む)です。 また難民として認められなくても、特別に滞在を 許可された人の総計は381人です。
- 2007年を見ると、申請者816人に対し、認定 者は41人です。(件数ではわずか25件)
- ことしはすでにビルマ人だけで1000人以上が 難民申請。

2004年法改正しても救済されない難民たち

- 2004年:入管・難民法の改正
- (付帯決議で3年後の見直し)
- 60日ルールの撤廃
- 難民審査参与員制度の導入
 - 参与員制度で救済された難民はわずか 認定率は上がっていない
- ■仮滞在制度の導入
 - 2006年8月からほとんど仮滞在はいない
- 情報公開の進展(不認定理由の開示)
- 数行しかかれていない決定書

日本の難民認定の問題点

- ■A難民認定基準の偏り
- <u>B参与委員制度の欠陥</u> (中立性、公平性の欠如)

- C立証の機会を奪う難民申請者の収容
- D入管の判断に追従するだけの裁判所

拷問等禁止委員会からの勧告 2007年5月

- ノン・ルフールマン(難民の送還禁止)原則の国内法における明確な保障の欠如
- 難民認定の再審査をする独立した機関の欠如
- ■法的救済手段の不十分さ
- 入管施設内での不十分な医療措置 etc.
 - →改善するよう勧告

さらに・・・

一年以内に、第3条に関する追加情報を政府に要 求

2007年は難民の収容大国日本をテーマに集会



2007年は難民の収容大国日本をテーマに集会

- 2007年5月にビルマだけで約140人が収容。
- その後(2007年秋から)難民申請者が大量に 仮放免。(ビルマ難民で長期収容者はいない)
- ■しかし、認定はされず仮放免が8年に及ぶ難民も。
- 在留資格がなく、就労権もない難民申請者が 日本社会に放りだされ貧困の底辺になって行く。

市民の連携で難民をささえるネットワークに着手

面会ネット

収容中 の難民 仮放免、生活資金 (難民支援基金)/

日本語教室 (むくげの 会)

仮放免

医療

(・行<mark>旅病人及行旅死亡人取</mark>扱法 地方自治体や民間での 外国人緊急医療費救済制度など)

生活資金 (難民事業本部) 日常生活

(み<mark>んなの家協議</mark>会)

難民

シェルター (みんなの家) 食料援助(セカンドハーベスト)

難民認定、裁判援助(翻訳、弁護士など)

その他の援助 EX、食料、衣類、自転車、炊飯器、冷蔵庫 (支援者、近所の方々など)

移民や難民受け入れの議論の高まり。

- 2008年6月12日に自民党のPJが1000万 人の移民受け入れ案を提出。
- 人道的配慮が必要な人として 1000人の受け入れ。
- そのための法制度や市民の意識改革も盛り 込まれている。

血の通った難民認定制度に ***私たちの提言**

- 1. 難民認定、人道ビザ付与にはUNHCRの 見解を尊重すること。
- 2. 難民申請制度の告知なしの入管手続きを すべて無効にすること。
- 3. 難民調査に弁護士・専門家の同席・ ビデオ録画をとること。
- 4. 仮放免後の生存権を保障するシェルター、 就労権を保障すること。
- 5.参与員審査内容を検証する専門家委員会 を設置すること。